

福岡市共働事業提案制度
平成25年度審査報告書

平成25年11月

福岡市共働事業提案制度推進委員会

第1 平成25年度審査を終えて

共働事業提案制度は、NPOと市が対等なパートナーとして共働し、地域課題の解決や市民サービスの向上を目指す制度として、平成20年度に創設され、平成24年度までにNPOから97件の提案をいただき、24事業が実施されました。

この制度の目的は、NPOが捉えている潜在的・先駆的な課題を、行政とNPO等が対等な立場で共有し、相互の資源や能力、役割を十分発揮しながら、共働事業として実現することにより、複雑・多様化している地域課題の解決を目指すことです。

平成24年度からは、多様な主体との共働を実現するために、応募対象を拡大し、企業や大学、地域との合同提案も可能となったところであり、平成25年度はテーマやジャンルを問わないNPOの自由な提案が6件提出され、その中から2件が採択されました。提案6件のうち地域活動に密接に関わりのある提案が3件、そのうち1件は校区自治協議会との合同提案であるなど、難しいと思われている地域との共働の可能性が感じられるものとなり、今後ますます多様な主体に共働事業が拡大していくことが期待されます。

一方で、共働に値する提案にもかかわらず、様々な事情により、残念ながら採択にいたらない結果となった提案もあり、今後、NPOと市の、より丁寧な対話を重視しながら、双方の理解と共働への理解をより一層進めていただくことを願います。

また、市の既存事業を見直す提案については、開始年度である昨年度の1件に続き、本年度は残念ながら、市からの課題提示がなく、今後、行政側の意識をどのように啓発していくかを検討していく必要があると考えます。

今後は、福岡市の「政策推進プラン」に掲げられている「市民・地域・NPO・企業など、多様な主体の力を引き出し、連携・共働を進める」という視点とともに、本制度が、行政、NPO等にひろがっていくためにも、平成20年度から実施された共働事業の事例を十分検証されるとともに、行政、NPO、地域などの多様な主体が、共働事業についての理解や新たな事業イメージを持つことのできる取り組みをさらに進める必要があると考えます。

同時に、意識啓発や企画力向上のための機会の創設、市の課題や重要施策をNPO等に理解してもらう工夫や、共働経験のあるNPOとないNPO、より幅広い主体や行政の各部局など、理解と繋がりが、より一層広がっていくような工夫や働きかけにより、さらに効果的で充実した制度となるための改善を図られることを期待します。